

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)第十八条」を「独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)第十九条」に改める。

(研究交流促進法施行令の一部改正)

第四条 研究交流促進法施行令(昭和六十一年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。

別表の七の項第一号を次のように改める。

一 削除

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第五条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成十八年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

七 独立行政法人情報通信研究機構の職員としての在職期間(独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十四号)附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となった旧独立行政法人通信総合研究所の職員としての在職期間を含む、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十一号)の施行の日の前日までの間に限る。)

第二章 経過措置
第六条 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行前に独立行政法人情報通信研究機構を退職した者に関する国家公務員退職手当法施行令第十条の規定の適用については、独立行政法人情報通信研究機構の事務所は、当該退職した者が所属していた独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の事務所とみなす。

附 則

この政令は平成十八年四月一日から施行する。

総務大臣 竹中 平蔵
財務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 小坂 憲次
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第五百十九号

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律(平成十八年法律第二十二号)の施行に伴い、並びに同法第四項及び第五項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備(第一条―第十六条)

第二章 経過措置(第十七条―第二十号)

附 則

第一章 関係政令の整備

第一条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人消防研究所」を削る。

一 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)第十四条

二 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和三十年政令第三百三十三号)第十二条の二

三 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)別表第二号

四 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号)第二条第一号

五 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十二号)附則第二項第二号

六 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令(平成十二年政令第五百五十六号)第一号

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正)

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十三年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号を次のように改める。

一 削除

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第一号を次のように改める。

一 削除

(消防法施行令の一部改正)

第四条 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「独立行政法人消防研究所(以下この項及び次項において「研究所」という。)の行う試験にあつては、研究所。以下この項において同じ。」を削り、同条第三項中「研究所の行う個別検定にあつては、研究所。以下この項において同じ。」を削る。

(著作権法施行令の一部改正)

第五条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

(回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正)

第六条 回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正)

第七条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号を次のように改める。

二 削除

(研究交流促進法施行令の一部改正)

第八条 研究交流促進法施行令(昭和六十一年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。

別表の七の項第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

第九条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二号を次のように改める。

二 削除

(産業技術力強化法施行令の一部改正)

第十条 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号を次のように改める。

二 削除

(総務省組織令の一部改正)

第十一条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十号及び第二十五号第六号中「統計センター分科会及び消防研究所分科会」を「及び統計センター分科会」に改める。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

(消防庁予防課の所掌事務の特例)

第十八条の二 消防庁予防課は、第四百四十八号各号に掲げる事務のほか、平成十九年三月三十一日までの間、独立行政法人評価委員会消防研究所分科会の庶務に関する事務をつかさどる。この場合において、第三条第二十号及び第二十五号第六号中「及び統計センター分科会」とあるのは、「統計センター分科会及び消防研究所分科会」とする。

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正)

第十二条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人消防研究所の項を削る。

(総務省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第十三条 総務省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「十六人」を「十三人」に改める。